

神戸市篤志者感謝状授与規則の一部改正(案)の概要

1. 趣旨及び目的

神戸市では、公益のために本市に対して負担条件を付さないで100万円以上の金品の寄附をなしたものを篤志者と定義し、篤志者に対する感謝状の授与に関し必要な事項を規則で定めています。

ふるさと納税制度で100万円以上の寄附をなした方も篤志者の対象になりますが、返礼品を受領していない方と同様に、返礼品を受領している方に対しても、感謝状を授与しているため、同額の寄附であっても両者が受け取ることができるものに違いが生じています。この両者の違いを整理するため、神戸市篤志者感謝状授与規則で定める篤志者の定義を変更すること等について、意見公募を行います。

2. 経緯

これまでは、公益のために本市に対して負担条件を付さないで100万円以上の金品の寄附をなした方には、一律に感謝状の贈呈を行ってきました。

ふるさと納税制度の返礼品が寄附に対するお礼の品であるという性質上、更に感謝状で謝意を示すことの必要性については、これまでも検討を進めてきたところですが、返礼品で謝意はお伝えできているという観点から感謝状の送付を見直すこととしました。また、感謝状を授与することが適当でないと認められる場合の取扱について、改めて規定することとしました。

3. 改正案の概要

「『篤志者』とは、公益のために本市に対して負担条件を付さないで100万円以上の金品の寄附をなしたものをいう」という規定に、ふるさと納税制度で返礼品を提供した者及び感謝状を授与することが適当でないと認められる者は、篤志者から除外する旨の規定を加える。

4. 施行予定日

令和6年11月頃